

平成28年第13回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成28年11月10日(木)午後1:30~午後2:20

2. 場所 : 山村開発センター1階 中会議室

3. 出席委員 (9人)

職名	番号	氏名
会長	10	工藤 昭治
委員	1	田守 和人
〃	3	佐藤久美子
〃	4	高見 憲正
職務代理	5	小坂 敏
委員	6	長井 進
〃	7	長根 孝衛
〃	8	小澤 守昭
〃	9	佐藤 光男

4. 欠席委員 (1人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第29号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可
について

日程第4 議案第30号 新郷村農業委員会「農地等の利用の最敵化の推進に関する指針」
の策定について

(平成 28 年第 13 回 11 月の総会)

議長	会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、9 番 佐藤光男君にお願いします。
	(新郷村村民憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は 9 名で、定足数に達しておりますので、これより平成 28 年第 13 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第 1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。
	異議なし
議長	それでは議事録署名委員には、1 番 田守 和人君並びに 6 番 長井 進君を指名いたします。
議長	次に、日程第 2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	次に日程第 3 議案第 29 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	3 ページをお開き下さい。 日程第 3 議案第 29 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてご説明いたします。 農地法第 3 条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので、審議を求めるものです。 今月の農地法第 3 条の許可申請は、売買が 1 件でございます。 4 ページをお開き下さい。 受付番号 21 号の農地法第 3 条の許可申請は、売買によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。 また、P5 農地法 3 条 1 項の調査書、P6 許可申請書の写し、P7 申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。 申請地箇所は、譲渡人が高齢及び居住地が村外なため、農地の管理ができないとの

	<p>ことで譲受人と農地の売買を行うものであります。</p> <p>また、譲受人は近接に農地があり、農地集約のために申請したものです。</p> <p>なお、周辺農地状況など P5 農地法第 3 条第 1 項の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上受付番号 2 1 号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を 7 番、長根委員から報告を求めます。</p>
長根委員	<p>議案第 2 9 号 受付番号 2 1 号の、現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号 2 1 号の申請地の地目は畑であり、売渡後は、牧草を作付して利用するということであります。</p> <p>また、利用状況からみても特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明および現地調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 2 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なし</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 2 9 号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に日程第 4 議案第 3 0 号 新郷村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>8 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 4 議案第 3 0 号 新郷村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について説明いたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 条)第 7 条の規定に基づき、別紙により新郷村農業委員会の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を策定したいので、農業委員会の意見を求めるものです。</p> <p>平成 2 8 年 4 月から改正農業委員会法が施行され、農業委員会は「農地等の利用の最適化の推進」に重点的に取り組むこととなりました。</p>

	<p>また、農業委員会は改正法第7条により、農地利用の最適化の推進に関する目標とその実現のための方法について、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるよう努めなければならない」こととなっております。</p> <p>内容は改正法に規定された農地利用の最適化の推進の柱である①「遊休農地の発生防止・解消」、②「担い手への農地利用の集積・集約化」、③「新規参入の促進」となっています。</p> <p>別紙、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を添付してありますので参考に願います。</p> <p>なお、今回の総会で決定をしていただきましたら、村のホームページ等で公表いたしますのでご了承がいます。</p> <p>以上説明をおわります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	<p>質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。</p> <p>議案第30号 新郷村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第30号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、平成28年 第13回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年 月 日

議長

署名者

署名者